

山口県報

平成 23 年
7月12日
(火曜日)

目 次

○ 条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十三号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の議員報酬の月額は、平成二十三年八月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）第二条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額から、その額に百分の六を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。

平成二十三年七月十二日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁